

## 概 要

任意後見制度は、判断能力があるうちに、判断能力が不十分になった後も、自分が希望する老後の生活を実現できるように、本人自ら準備しておくものです。

公証役場で本人の希望を公正証書にしてもらいます。将来、自分の判断能力が低下してきた時には、家庭裁判所に申し立てをします。任意後見人（援助者）の仕事は公正証書で契約した範囲でおこなわれます。

### 任意後見契約締結までの準備

#### ①委任すべき事項の決定

まず、任意後見契約公正証書を作成するにあたっては、誰に、何を本人に代わって行ってもらうのかを決める必要があります。自分にどのような財産があるのか、それをこれからどうしていきたいのか、判断能力が低下した場合にどのような介護をしてもらいたいかなど、じぶんの希望に基づいてそのためにどんな代理権を与えておくのがいいのかを考えていくことになります。

#### ②受任者の選定について

任意後見契約の受任者には、家族、友人、第三者の専門職などが考えられるでしょう。任意後見人として適切に財産管理を行い、必要なサービス契約を結んで本人の意思にかなった生活を実現する援助体制を作れば良いので、自分の人生の最終場面を誰に委ねるのかという観点で選べばよいのではないのでしょうか。

#### ③意思能力についての留意点

任意後見契約も契約ですから、本人に契約をする能力があることが必要です。契約締結能力の前提となる意思能力となる判定はなかなか難しく第三者に確認してもらう必要があります。

必要に応じて専門医を受診し、意見書や診断書を得ておくこと公正証書作成時に役立ちます。要介護認定を受けている高齢者であれば主治医（かかりつけ医）が必ずいますのでその**意見書や診断書をもらっておく**のも有用です。

#### ④意思の文章化としての公正証書

任意後見契約は法務省令で定める様式の公正証書によって

しなければならない（任意後見2）。公正証書を作成する際に、契約内容や必要な代理権の様式など公証人に細やかな相談をすることはできますが、まず、自分の意思を文章にし基にして、任意後見人に委託する事務や付与する代理権など委任事項を決めていくとよい。

#### ⑤財産目録の作成

財産や預貯金の管理を頼みたい場合には、自分の保有する財産についてできるだけ**正確な目録を作成**する必要があります。財産目録から漏れているとそれについての代理権がみとめられないことになり支障が生じることになります。

### 任意後見契約の種類

しっかりとした判断能力があるうちに将来の備えができる点  
が特徴で以下の3つの異なる形式があります。

#### ①移行型

契約と同時に財産管理などを委任する契約を作成しておけば、直ぐにでも支援を依頼この移行型は、契約締結時から受任者に財産管理等の事務を委託し、自己の判断能力の低下後は任意後見監督人選任の申立てを行い、その下で、任意後見人として事務処理を続けてもらうものです。

この場合には、通常の任意代理の委任契約と任意後見契約を同時に締結し、本人の判断能力低下前の事務は「任意代理の委任契約」により処理し、判断能力低下後の事務は「任意後見契約」による任意後見人として行うものです。

#### ②即効型

また契約を結ぶ能力はあるが、体調によって判断能力に支障がでることも考えられる場合には、直ぐにでも任意後見監督人選任申立てを家庭裁判所にすることによって速やかに任意後見人としての支援を開始する契約となり、「即効型」となります。

#### ③将来型

今のところ何の後見的支援も必要としない場合、将来に備えて契約のみを締結しておくのが「将来型」です。

#### 代理権目録の作成

任意後見契約は「契約行為」なので、任意後見人を誰にす

るか、どこまでの後見事務を委任するかは、話し合いで自由に決めることができます。まず、委任事務を明確にするため、代理権目録を作成します。

代理権目録は、「付録代号様式」と「付録第2号様式」とがあります。

「付録第1号様式」は、想定される代理権内容を記載された様式で、委任する項目をチェックして作成するものです。本人の意向を確認しつつ行える利点があります。

「付録第2号様式」は、代理権内容を個別に特定して記載するものです。委任内容が非常に限定的な場合（財産管理のみ）や、生活状況や本人の性格などを考慮し、将来的に「付録第1号様式」での任意後見事務内容の範囲では対応できないことが予想される場合に使用します。

## 契 約

### 費 用

#### 契約時にかかる費用

- ① 公正証書作成の基本手数料  
1万1,000円（公証人手数料令9・16）
- ② 登記嘱託手数料  
1,400円（公証人手数料令39の2）
- ③ 登記所に納付する印紙代  
2,600円（登記手数料令6の4）
- ④ 書留郵便                      実費
- ⑤ 用紙代                         250円×枚数分
- ⑥ 任意後見契約書作成費用など

#### 後見開始後にかかる費用

- ・ 裁判所での申立費用など
- ・ 後見人への報酬
- ・ 任意後見監督人への報酬
- ・ 各種手続きの報酬    不動産売買や遺産分割事務など

#### その他の契約にかかる費用

- ・ 見守り契約
- ・ 任意代理契約
- ・ 死後事務委任契約
- ・ 遺言執行

# 任意後見契約の流れ

任意後見人を選び、依頼する内容を定める  
「見守り契約」「任意代理契約」などを別途締結することも可能  
任意後見契約を締結  
公正証書を作成・登記



判断能力あり



任意後見  
受任者

任意後見受任者、本人、配偶者、4親等以内の親族のいずれかが家庭裁判所に申し立てる



判断能力低下



任意後見人

家庭裁判所が任意後見監督人を選任

任意後見監督人

任意後見の開始

監督

任意後見人は契約内容に基づいて後見業務をする

任意後見の終了

死亡他

## 任意後見人の仕事

- ・被後見人の健康や生活に気を配り、必要に応じて医療・介護・住宅その他サービスの手配、契約、費用の支払いを行う。
- ・通帳記入による入出金のチェック、公共料金その他の費用支払い
- ・本人の不動産の管理、確定申告や税金の申告・納税、その他の届出を行う

\*後見人の仕事は、任意後見監督人により定期的に家庭裁判所に報告されます。

\*不動産を売るなどの大きい契約の時には、後見人は家庭裁判所に聞いてから執行します。

\*任意後見人の仕事は、被後見人の死亡で完了します。

\*死後の葬儀等は、同時に契約した死後事務委任契約によって執行されます。